

○国土交通省令第九十八号

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第一条 通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十四条第二項において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第三十四条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

(建設業法施行規則の一部改正)

第二条 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条の十二第二項第四号ロ中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改める。

第七条の十六第二項及び第三項、第十三条の四第一項第二号、第十三条の六第一項第二号、第十三条の七第一項第二号及び第四号、第十三条の九第一項第二号及び第四号、第十三条の十一第一項第二号、第十三条の十三第一項第二号、第十三条の十五第一項第二号及び第四号、第十三条の十七第一項第二号及び第四号、第十四条の二第三項及び第四項、第十四条の三第二項第二号、第十四条の四第四項第二号及び第九項、第十四条の五第六項第二号、第十七条の七第一項第二号、第十七条の八第一項第二号、第十七条の十第一項第二号、第十七条の十五第一項第二号、第十七条の十六第二項及び第三項、第十七条の十八第三項第二号、第十七条の三十第三項から第五項まで、第十七条の三十一第二項、第十八条の十二第二項第四号ロ、第十八条の十六第二項及び第三項並びに第二十一条の六第六号ロ中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十一条の八第二項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十一条の九第二項第二号及び第二十六条第六項から第八項までの規定中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十八条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

(建築士法施行規則の一部改正)

第三条 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十六第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十七条の二十七において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに結果を記録したものを交付する方法

第十七条の十七の二第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十七条の十七の二の二第一項第三号中「磁気ディスク等」を「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」に改める。

第十七条の二十七第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項第四号口中「磁気ディスク等」を「電磁的記

録媒体」に改める。

第十七条の三十一第二項及び第三項、第十七条の三十九第一項第二号、第十七条の四十一第一項第二号、第二十条の三第三項及び第四項、第二十一条第二項及び第三項、第二十二条の二第四項及び第五項、第二十二条の二の三第一項第二号、第二十二条の二の五第一項第二号、第二十二条の四第一項第二号並びに第二十二条の五の二第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第四条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書中「磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三条の二十二第一項及び第二項において同じ。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改める。

第二条第二項第二号、第三条の四第三項、第三条の五第四項、第三条の七第一項第一号ロ(2)ただし書、第三条の九第二項第二号、第三条の十一第二項第二号及び第五項中「磁気ディスク等」を「

電磁的記録媒体」に改める。

第三条の二十二第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識すること
ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項第四号口中「磁気ディスク等」を「電磁的記録
媒体」に改める。

第三条の二十六第二項及び第三項、第四条の六第三項、第四条の七第四項、第四条の十三第三項
、第四条の十四第四項、第四条の十六第五項、第四条の十六の二第四項、第六条の三第三項から第
五項まで、第六条の四第三項から第五項まで、第十条の二第二項、第十条の五の十四第一項第五号
及び第二項並びに第十一条の三第一項ただし書中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改め
る。

（モーターボート競走法施行規則の一部改正）

第五条 モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改
正する。

第十九条中「記録は、」の下に「電子計算機に備えられたファイル又は」を、「含む。」の下に
「第四十五条第二項及び第五十四条第二項において同じ。」を加える。

第四十五条第二項中「事項が、」の下に「電子計算機に備えられたファイル又は」を加え、同条

第三項中「同項の」の下に「ファイル又は」を加える。

第五十四条第二項中「事項が、」の下に「電子計算機に備えられたファイル又は」を加え、同条第三項中「同項の」の下に「ファイル又は」を加える。

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第六条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の二の十第四号中「事項を記録する」の下に「情報処理設備に備えられたファイル又は」を加え、「記録すること」を「記録しておくこと」に改め、同条第七号ロ(5)中「記録する」の下に「情報処理設備に備えられたファイル又は」を加える。

第六十二条の二の十四第七号及び第十二号ホ中「記録する」の下に「情報処理設備に備えられたファイル又は」を加える。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則(昭和二十七年建設省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができな

い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十一条第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

第十一条第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（土地区画整理法施行規則の一部改正）

第八条 土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の十第二項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十六条の三及び第十六条の四第一項第二号において同じ。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十六条の三中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によりこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十六条の四第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第九条 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の十第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。第十三条の二十五において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第十条の十一第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十三条の十第二項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十三条の二十五第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。以下この条において同じ。」を削り、同条第二項第四号口中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十三条の二十九第二項及び第三項、第十五条の十四第一項第二号、第十五条の十六第一項第二号、第十五条の十七第一項第二号、第十六条の四の八第一項第二号、第十六条の四の十一第一項第

二号、第十六条の四の十二第一項第二号並びに第十六条の四の十五第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十七条の二第三項及び第四項、第十八条第二項及び第三項並びに第二十六条第二項及び第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第三十三条から第三十六条までを削る。

別記様式第二十五号及び別記様式第二十六号を次のように改める。

様式第二十五号及び様式第二十六号 削除

(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)

第十条 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体」に改め、同条第五項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

(内航海運組合法施行規則の一部改正)

第十一条 内航海運組合法施行規則（昭和三十二年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号中「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（法第三十八条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。第八条の六において同じ。）」に改める。

第七条の三第二項中「（法第三十八条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第八条の六中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

（車両の通行の許可の手續等を定める省令の一部改正）

第十二条 車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「電磁的記録」の下に「（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十八条第二項において同じ。）」を加える。

第二十八条第二項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次項並びに次条第二項及び第三項において「磁気ディスク等」という。）を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項及び次条において同じ。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十九条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。
（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第十七条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（都市再開発法施行規則の一部改正）

第十四条 都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を

確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第一項第二号において同じ。）」に改める。

第十三条第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（旅行業法施行規則の一部改正）

第十五条 旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の五第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十七条の五第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載

事項を記録したものを交付する方法

第二十七条の六第二項第一号口中「前条」を「前項」に改める。

第三十七条の五第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正）

第十六条 積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十九条の四第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに積立式宅地建物販売契約約款に記載された事項を記録したものを交付する方法

第十九条の四第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第四号口中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改める。

第十八条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第四十八条第二項及び第三項並びに第四十九条第二項及び第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第一項第二号中「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十九条の四において同じ。）」に改める。

第三十九条の四中「磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第十九条 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク」を

「電磁的記録媒体」に改める。

第二十八条第二項及び第三項、第二十九条第二項及び第三項、第二十九条の二第四項から第六項まで、第三十一条の十第二項及び第三項、第三十一条の十一第二項及び第三項、第三十一条の十一の二第四項から第六項まで、第四十三条第二項及び第三項、第四十四条第二項及び第三項、第六十八條第二項及び第三項並びに第六十九条第二項及び第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第二十条 解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の十第二項第四号口中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改める。

第七条の十四第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第九条第三項中「磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第二十一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六十九条の十において同じ。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改め、同条第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第三十七条第二項及び第三項、第四十二条の九第一項第二号並びに第四十二条の十第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第六十九条の十第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)」を削る。

第六十九条の十第二項第四号ロ、第六十九条の十四第二項及び第三項、第八十四条の二第一項第二号、第八十四条の五第一項第二号、第八十六条第二項及び第三項、第八十八条第二項第二号、第

四項第二号及び第七項第二号、第九十条第二項及び第三項並びに第九十五条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

(特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正)

第二十二條 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第五条第一項第二号、第八条第一項第二号及び第十条第一項第二号において同じ。

）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

第五条第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第八条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十条第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正)

第二十三条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第一百六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第一項第二号において同じ。）」に改める。

第十八条の三第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
（屋外広告物法施行規則の一部改正）

第二十四条 屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第一百二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第七条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二十五条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号、第六条及び第十一条第一項第二号において同じ。）」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第六条及び第十一条第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十六条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができな

い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十三条の四第一項第二号並びに第三十四条第二項及び第三項において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

第十三条の四第一項第二号並びに第三十四条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）

第二十七条 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第八条第三項第二号、第十二条第二項第二号、第十七条第二項及び第三項、第十八条第三項第二号、第三十二条第一項第二号、第三十三条第二項及び第三項、第三十六条第三項第二号、第四十条

第三項第二号、第四十三條第三項第二号、第五十二條第二項及び第三項並びに第五十三條第三項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

(指定海上防災機関に関する省令の一部改正)

第二十八條 指定海上防災機関に関する省令（平成二十五年国土交通省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「磁気ディスク」を「指定海上防災機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）」に改め、同條第三項中「磁気ディスク」を「ファイル又は電磁的記録媒体」に改める。

(株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則の一部改正)

第二十九條 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則（平成二十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を実際に記録しておくことができる物」を「電磁的記録に係る記録媒体」に改める。

(賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第三十条 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第四号ロを次のように改める。

ロ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第二十七条第二項及び第三項、第三十二条第一項第二号、第三十四条第一項第二号、第三十八条第二項及び第三項、第四十条第二項第二号、第四項第二号及び第七項第二号並びに第四十九条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。